明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働四）　一
○障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の全部を改正する省令（同五）　三
〔告示〕
○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学三）　一六
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一一一）　三
○農薬を登録した件（同一一二～一一四）　三五
○農薬を再登録した件（同一一五）　三六
○農薬の登録が失効した件（同一一六）　三七
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四七
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○厚生労働省令第四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の五、第三十三条第一項、第三項、第四項及び第七項、第三十三条の四から第三十三条の六まで、第三十八条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項第六号、第四十一条第二項第二号並びに第四十五条第一項及び第六項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第七条第一項及び第十一条の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月二十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第三号中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同条第四号中「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第五条中「第二十二条の四第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十二条の四第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

第五条の二中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の四第四項後段」を「第二十一条第四項後段」に改める。

第五条の三中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第五条の四中「第二十二条の四第五項」を「第二十一条第五項」に、「第二十二条の四第四項後段」を「第二十一条第四項後段」に改める。

第五条の五中「第二十二条の四第四項後段」を「第二十一条第四項後段」に、「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に、「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

第六条中「第二十二条の四第七項」を「第二十一条第七項」に、「第三十三条の五」を「第三十三条の八」に、「第三十三条の三本文」を「第三十三条の三第一項本文」に改める。

第九条第八号を削る。

第十三条中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第十三条の二第二号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第十三条の三中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第二十二条の三」を「第二十条」に、「保護者」を「入院について同意した法第三十三条第一項に規定する家族等（以下「家族等」という。）」に改め、同項第十二号及び同条第二項を削る。

第十三条の四第一号中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同号ヌを削り、同号リ中「保護者」を「入院について同意した家族等」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　推定される入院期間（法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つた場合に限る。以下同じ。）

第十三条の四第一号に次のように加える。

ル　法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名

ヲ　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の五に規定する入院診療計画書に記載する事項